

意見提出者	個人
1. 項目	書籍の電子化の促進
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>電子ブックプレーヤの普及によって、紙媒体で購入した書籍をスキャンして電子データに変換し、閲覧する利用方法が増加しています。</p> <p>しかしながら、書籍の著者や出版社は書籍の電子化を第三者に委託して行なうことは著作権法違反であると主張しています。</p> <p>すべての書籍が電子的に出版されていれば、このような問題は起こるはずがなく、出版社が積極的に電子データの販売をしてこなかった怠慢を電子化代行業者や私的に電子化しようとする人たちに転嫁しているにすぎません。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法第三十条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>私的使用のための複製を第三者に委託することを許容する法整備をお願いします。</p> <p>委託された者が誤って流通させないような対策が必要かもしれません。</p> <p>[参考] http://oku.edu.mie-u.ac.jp/~okumura/blog/node/2551</p>